

令和7年4月1日

社会福祉法人錦江舎 行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、仕事と子育ての両立や女性がその能力を十分に発揮し、キャリア形成できるよう、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

2. 目標と内容

目標1：男女比率を鑑み、管理職に占める女性の割合を現在53.6から将来60%以上にする。

《対策》令和7年4月～

- ・継続して法人内・外部研修等を通じて次世代を担う管理者の育成をおこなう。
- ・各個人に意識付けをし、昇格目標を明確にする。

目標2：平均勤続年数の男女差異現在81%から将来90%を目標に職員が継続勤務できる環境づくりを目指す。

《対策》令和7年4月～

- ・継続して非常勤職員から正規職員への転換を推進する。
- ・仕事と生活にメリハリをつけるよう促す。

目標3：事業所ごとに平均残業時間数を減らし、全事業所全体で4時間以下とする。

《対策》令和7年4月～

- ・残業要因を分析し、仕事の仕方、配分時間を改善する。
- ・再雇用率95%を目指し、職員を充足させる。

目標4：内部通報制度とは異なるハラスメントに関する相談窓口を開設し、周知を図る。

《対策》令和7年4月～

- ・設置にむけて何ができるか議論を進める。

令和9年4月～

- ・本部に相談窓口を設置し、職場内の風通しを良くする。

目標5：男性の育児休業取得率を50%以上にする。

《対策》令和7年4月～

- ・育児休業取得状況の把握。
- ・育児休業を取得できない原因の把握。
- ・育児休業取得のための働きかけを実施。

以上